最終更新日：2018年7月10日

株式会社多摩川ホールディングス
代表取締役社長　桝沢　徹
問合せ先：03-6435-6933
証券コード：6838
http://www.tmex.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業価値の向上のためには、意思決定の迅速化による機動性の向上を図ると共に、経営の健全性の向上及び経営監督機能の強化と法令遵守（コンプライアンス）が重要であると認識しております。
この考えの基に、取締役の選任、報酬の決定、経営監視などに関して、公正透明な運営を図るための体制で臨んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスコードの基本原則をいずれも遵守しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE / JASDEC UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	6,446,000	14.63
パーシングディヴィジョンオブドナルドソンラフキンアンドジェンレットエスイーシーコーポレイション	2,121,000	4.82
島貫　宏昌	1,989,000	4.52
桝澤　徹	1,813,000	4.12
日本証券金融株式会社	1,399,000	3.18
久保田　定	1,001,000	2.27
株式会社多摩川ホールディングス	614,546	1.40
砂賀　勇一	575,000	1.31
鄒　積人	500,000	1.14
駒井　英人	495,000	1.12

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

平成30年4月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、MARILYN TANG氏が以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

保有株式等の数 5,446（千株）
発行済株式総数に対する所有株式数の割合 12.36(%)
MARILYN TANG シンガポール国

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上林　典子	弁護士											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上林　典子	○	―――	弁護士としての経験・識見が豊富であり、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、監査方針について決定しております。
又、会計監査人による監査報告に基づき、監査役から取締役会に対し、提言等を行っております。
監査役と内部監査室は、定期的に会合を持ち、内部監査年度計画及び監査実施計画について決定しております。
又、内部監査の実施の際は、内部監査室が実施する会計及び業務監査には、監査担当者と同席し、実態の把握に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
仲田　隆介	弁護士													○
古川　清	税理士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
仲田　隆介	○	－	弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため。 また、当該社外監査役は、当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しておらず、且つ、長年にわたり培ってきた豊富な知見・経験を有しておられることから、当社の独立役員として適任であると判断しました。
古川　清	○	－	国税局及び金融庁において、長年にわたり培ってきた豊富な知見・経験等を備えておられるため。 また、当該社外監査役は、当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しておらず、且つ、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、当社の独立役員として適任であると判断しました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式829,000株です。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役、社内監査役、社外役員の別に各々の報酬総額を開示しております。
平成30年3月期における、当社の社内取締役、社内監査役、社外役員に対する基本報酬額は以下の通りであります。
社内取締役　5名　39,450千円
社内監査役　1名 5,400千円
社外役員　　4名　16,800千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。
各取締役の報酬額は、取締役会において、各監査役の報酬額は監査役会においてそれぞれ決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営企画部、財務経理部及び常勤監査役が、社外取締役(社外監査役)に情報の伝達・取締役会議事等につき、適宜対応しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1.取締役会
取締役会は、業務執行に基本方針を決定する機関として、取締役6名で構成されております。取締役会は代表取締役社長が議長をつとめ、取締役の職務の執行を監査する監査役が参加し、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2.リスク・コンプライアンス委員会
取締役、監査役、内部監査室による会議を開催し、当社およびグループ各社のリスクの洗い出しと予防策の立案等、リスク管理に関する重要な事項を審議しております。

3.監査役・監査役会
監査役会は3名での監査役で構成され、うち2名は社外監査役であります。さらに、社外監査役の中から2名を独立役員にしております。
各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

4．内部監査室
当社では内部監査室を設置しております。内部監査室では定期的に行われる監査に加え、業務効率の向上や適正性の確保を目的とした業務フローの見直しについても適宜行っております。

5．会計監査人
当社は、海南監査法人との間で会社法及び金融商品取引法に基づく監査について監査契約を締結し、定期的な監査を受けております。

6．独立役員
独立役員については、当社の企業価値向上に資する人物、経験、知見および専門知識等を総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断した場合、本人の同意を得た上で指定し、届出しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役の選任、監査役会の設置、内部監査室による各部門の活動状況の監査、会計監査人による会計監査を相互に連携させることが、コーポレートガバナンス体制の維持向上に資すると考えております。
加えて、独立性の高い社外監査役を招聘することによって、監査役機能の資質水準を高位維持することが肝要であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の召集通知の英訳を実施。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	社長ならびに担当取締役より事業概況などの説明をおこないました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとの説明会を開催しております。 社長ならびに財務、経営企画の各担当より事業状況などの説明を行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書、説明会資料、ニュースリリースなどの掲載を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ISO14001認証取得済

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．当社取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
イ．当社およびグループ各社のコンプライアンスの実現のため、取締役および従業員全員が遵守すべき行動規範を定め、具体的遵守ルールと　して「コンプライアンス規程」を制定する。各取締役はこれらの遵守を率先垂範するとともに、周知徹底をはかる。
ロ．リスクおよびコンプライアンスの管理を統括するために、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
ハ．社長直属の「内部監査室」を設置し、被監査部門から独立した内部監査体制を整備する。
ニ．法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報制度を設け、その利用につき全従業員に周知徹底する。

2．当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ．取締役および従業員の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、　管理する。
ロ．株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができる方法で保存、管理する。

3．リスク管理に関する体制
イ．各部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。リスク管理に関する特に重要なものについては取締役会に報告する。
ロ．リスク・コンプライアンス委員会は、当社およびグループ各社のリスクの洗い出しと予防策の立案等、リスク管理に関する重要な事項を審議する。
ハ．内部監査室は、各部門が実施するリスク管理が、体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および監査を行う。

4．当社取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
イ．取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。また必要と認められる場合は、　適切な管理のもとに、電子書面決議を行うことができる。
ロ．取締役会は、当社およびグループ会社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。

5．当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制
イ．当社は、グループ会社の遵法体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
ロ．グループ会社における経営の健全性の向上および業務の適正の確保のために、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行　う。
ハ．監査役は内部監査室と連携をはかり、業務適正化に関する子会社の監査を行う。
ニ．グループ会社における業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一　層の統制化をはかる。

6．取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
イ．取締役および従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
ロ．取締役および従業員は、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実がある　ことを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
ハ．監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告、または内部者通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行　わない。

7．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ．監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができる。
ロ．監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができる。また社内情報システ　ムの情報を閲覧することができる。
ハ．監査役は、いつでも役職員に対し、業務執行に関する事項の説明を求めることができる。
ニ．監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、反社会的勢力との関係遮断が企業の社会的責任および企業防衛の観点から必要不可欠であると考え、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、全役員に周知徹底して、反社会勢力とは一切関係を持たないこととしております。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を人事総務課に統括し、情報の一元化を図ります。
また、人事総務課マネージャーを担当責任者として任命しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況
顧問弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センターと連携し、反社会的勢力による不当要求に備えております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

－

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

－

「適時開示体制の概要」

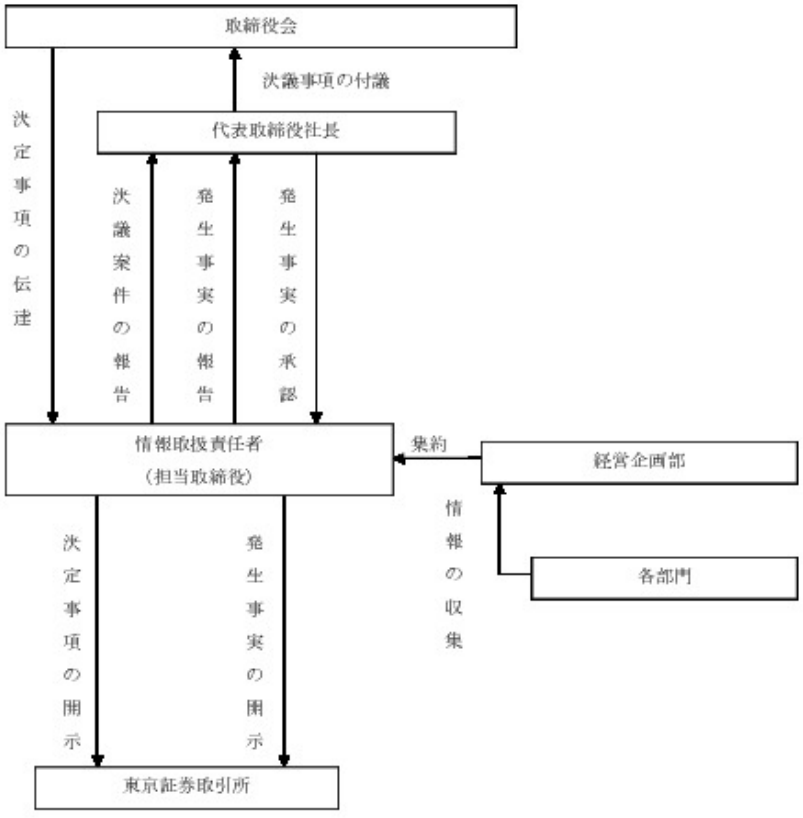

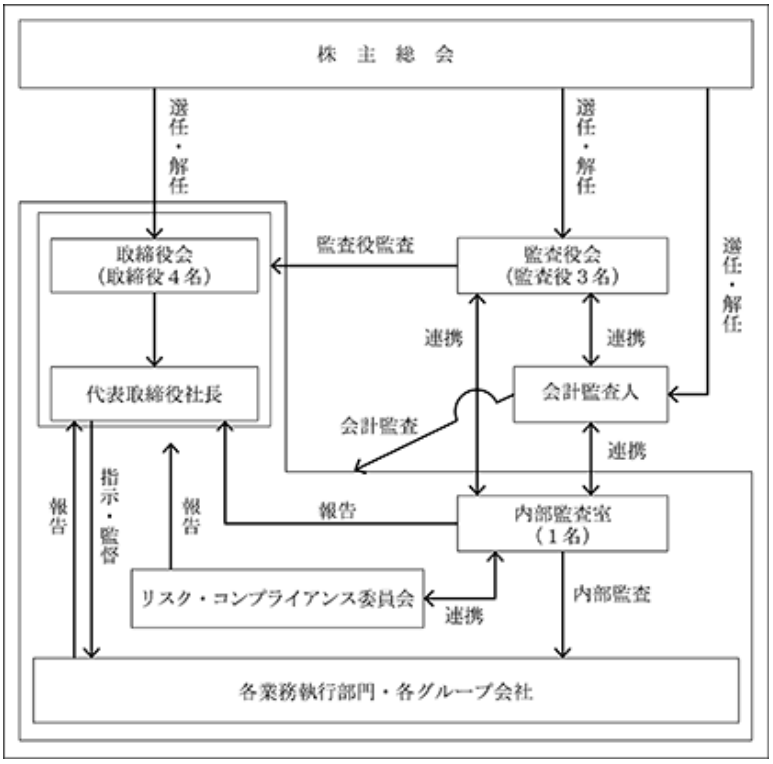
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
（取締役４名）
監査役監査
監査役会
（監査役３名）
連携
連携
代表取締役社長
会計監査人
会計監査
連携
報告
指示・監督
報告
報告
内部監査室
（１名）
リスク・コンプライアンス委員会
連携
内部監査
各業務執行部門・各グループ会社